

高齢者の補装具購入補助について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

加齢による難聴や筋力低下は日常生活を不便にし、閉じこもりやコミュニケーションを困難にするなど高齢者の生活の質を落とす大きな原因になっている。

また、最近では難聴等が鬱状態や認知症の危険因子になることも指摘されており、会話の不満足による「孤独感」や「疎外感」、自分はいない方が良かった「被害感」などをひきおこしているといわれている。

その結果、外出を嫌がって、家に閉じこもりがちとなったり、家族とも話しながらないといった傾向が現れたりし、心理的な影響とともに、身体的な影響も現れているものと考えている。

厚労省で行っている研究結果では、全国の軽度(25dB)以上の高齢難聴者人口の推計は1,500~1,600万人とも言われている。介護保険制度に基づき行われる要介護認定に係る上牧町の調査結果(令和元年度から3年度の調査結果)では、聴力の調査項目について軽度~中等度の難聴を患っていると見込まれる「やっと聞こえる」と回答した高齢者は563人となり、仮にこの調査結果を人口割合で推計すると、1,900人から2,000人程度が、軽度から中等度の難聴を患っていることが推察され、高齢者の社会的孤立や精神的不健康などの悪影響が懸念される。

五條市、田原本町では、介護予防事業による住民主体の体操グループの支援をしており、いわゆる「通いの場」の推進・充実を図っているが、このような「通いの場」へのアプローチをしても、難聴等が原因で参加できない高齢者がいる。すなわち、難聴等は自立した生活を阻害する一つの要因であると考えており、難聴等が原因で自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまうケースがあると認識している。

現在、国の制度として障害者総合支援法による補装具費支給制度があり、身体障害者手帳取得により、歩行者・車椅子・補聴器等の補装具の費用が支給されている。

しかしながら、加齢の影響により難聴等となった場合、身体障害者手帳の取得までに至らないことが多く、結果として、補装具の必要性は一定認められる一方で同制度を活用することができない高齢者が多く存在する。

例えば補聴器は、片方でも約5万円から20万円の価格帯であり、身体障害者手帳の交付対象とならない(障害者総合支援法に基づく補装具購入助成の対象とならない)軽度・中等度の難聴高齢者にとっては、保険適用がないため全額自己負担となり、特に低所得層の方には切実な問題となっている。

現在、補聴器について購入助成事業を独自で実施している自治体もあるが、当方自治体においては、老年人口の上昇に伴い、難聴を患う高齢者も増加していくことが予想され、持続可能な補装具の購入助成事業を実施するためには、十分な財源確保が必要である。

また、助成額や根拠となる医師意見書、対象となる補装具の種類など、単自治体による制度設計では他市町村との乖離も懸念されるところである。

国にお願いすること

身体障害者手帳の取得を要件としない、歩行者・車椅子・補聴器等の補装具の費用を補助できるような、統一的で新たな国庫補助制度の創設について、検討をお願いする。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会